

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和4年第4回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりとなっております。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、7番小梅議員、8番室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

議長。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

それでは、委員会報告を致します。

委員会の開催状況について、まず最初に説明します。当委員会は、11月29日、12月6日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議を致しました。

2、今定例会の議案、一般質問などについて。今定例会では、各会計補正予算などの6件の議案が提出されている他、令和3年度決算認定9件、議員発議6件、一般質問は7名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

3、会期の日程。議案審議内容の観点から会期日程を本日1日とすることに致しました。

4、一般質問等について。これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は再再質問まで認められます。質問の時間については従来どおり、答弁を含め60分の時間制とし、質問答弁については、議員は一回目の質問から自席で、理事者は1回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は自席で行うこととしております。町理事者の反問権については従来とおりです。なお、一般質問の議案等の質疑で感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むことを求めます。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

宜しく申し上げます。

#### (議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

#### (議長)

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期については本日1日間としたいと思っております。一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うこととし、理事者側の答弁は、1回目は演壇で、2回目は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことと致します。

また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定致しました。

なお、新型コロナウイルス感染対策として、説明質疑及び審議に当たっては、可能な時間短縮に努め、迅速な議会運営を図っておりますので、ご協力をお願い致します。

また、議場内の換気のために出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願い致します。

#### (議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

**(議長)**

日程第3、所管事務調査の報告について、まず、総務産業常任委員会に付託されております令和4年第1回定例会、発議第2号、空き家対策に関する事務調査を議題と致します。

本案については、委員長の報告を求めます。

小梅委員長。

**「小梅委員長」**

はい。

**「小梅委員長」**（総務産業常任委員会報告）

おはようございます。（「おはようございます」の声）

総務産業常任委員会、委員会調査報告について、今委員会に付託の調査事件について会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告致します。

1、調査事件。令和4年第1回定例会、発議第2号、空き家対策に関する事務調査、  
2、調査期日。これに関しましては、4月から11月まで下記のとおり、8回の調査でまとめております。

3、調査の目的。江差町では、人口減少や若年層の人口流出により空き家が増加している。こうした空き家は管理が不十分になると老朽化し、衛生景観の悪化や防災防犯上からも、近隣住民や第三者に不利益損害を与えるなど悪影響を及ぼすことが危惧される。

反面、活用可能な空き家については、空き家バンク等により、町外から新たな居住者を呼び込むための有効な資源の一面もあり、若者等の定住促進対策としての活用も期待される。当町においては、平成28年度から空き家をシステム管理し、特定空き家の認定、危険空き家解体補助制度を設けるなどの対策を進めているが、所有者と連絡が取れなかったり、相続放棄などにより相続人不存在の空き家が発生するなど、行政の対応が困難な状況が増加している。そのため、当委員会として町内の現況を確認し、先進地、今回は室蘭市と小樽市の調査を実施してその課題と対策を把握することに努め、現状と課題を示した上で、次のとおり意見を付して報告する。

4、視察調査及び現状と課題。視察調査、今回は室蘭市と小樽市に行って参りました。内容につきましては、以下表記のとおりでございますので、ご覧頂ければと思います。

それから2番、当町の現状。当町の空き家対策、空き家の実態調査、平成28年度から空き家をシステム管理、特定空き家の認定、危険空き家解体補助制度の制定、平成31年度からです。当町の空き家件数、令和4年4月現在で、空き家総数は408件、適正管理がされていない家屋が248件、特定空き家が11件、これまでの解体件数は1

9件、このうち補助金を活用して解体した件数は8件です。

課題としまして、解体が進まない、その理由としましては、所有者と連絡が取れない、相続など。解体工事にかかる費用が捻出できない。行政代執行したとしても未回収債権になる可能性がある。空き家の再利用が課題となっております。

5番目、意見として。空き家の利活用について、毎年度の水道の閉栓状況などの情報や町内会との連携を基に、空き家の早期発見と現場確認をすることが有効と考える。空き家予防に関しては、毎年度の納税通知書にマッチング制度などのお知らせを同封し、所有者に負担にならない解決策を周知、啓蒙していく事が必要であると考え。施設入所などで現在の住居が長期間にわたり利活用できないと思われる場合、個別に相談に応じるなど親身な対応をして空き家の増加抑制に努めることも有効のひとつと考える。対策の1つと考える。

次、特定空き家について。特定空き家と認定するため、専門機関、町内会等とも協議し、町独自の客観的な基準を定めるべきである。特定空き家と認定された場合、引き続き所有者との協議及び相続人調査を行い、民法の規定での相続財産管理人制度など手段を模索し、特に緊急性の高い危険な家屋については、解体費用回収見込みの有無にかかわらず、行政代執行、略式代執行も含む、の判断をすべきである。それから国土交通省においても、空き家の発生抑制、利活用、適切な管理や除却などの方法について検討するため、空き家対策小委員会を立ち上げ検討を始めている。行政代執行に至るまで多くの行政手続きが必要となることから、全国町村会等を通じて執行手続きの簡略化など制度の改正を求めるべきである。

以上でございます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

空き家対策に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにした

いと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については、委員長お報告のとおり、了承することに決定致しました。

(議長)

次に、社会文教常任委員会に付託されております、令和4年第1回定例会、発議第3号、埋蔵文化財に関する事務調査を議題と致します。

本案について、委員長の報告を求めます。

小野寺委員長。

「小野寺委員長」

議長。

「小野寺委員長」(社会文教常任委員会報告)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

社会文教常任委員会から調査の報告を致します。委員会調査報告について、本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告します。

1、調査事件。令和4年第1回定例会、発議第3号、埋蔵文化財に関する事務調査。

2、調査期日及び内容。以下のとおりであります。

3、調査の目的。埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている状態にある文化財であり、土地と一体となった遺跡、土地から出土した遺物からなる。江差町の埋蔵文化財は大きく分けると、①陸上部分の遺跡として、縄文時代などの茂尻遺跡や五厘沢遺跡、②水中遺跡として開陽丸遺跡、③出土した遺物として、多数の縄文土器、開陽丸遺物がある。これらの現状がどうなっているのか、また今後どのように調査、保存、活用等の事業を進めていくのかを調査したものである。

4、調査の結果と意見。(1)茂尻遺跡、五厘沢遺跡などについて。町内には、石器土器などが出土又は土中に埋もれている土地として周知されている周知の埋蔵文化財包蔵地、文化財保護法は65か所ある。その内、石器土器などの遺物しか確認されていない遺物包含地は54か所あり、縄文時代の遺跡である五厘沢G遺跡、柳崎遺跡などがある。

また、集落跡として茂尻C遺跡、田沢遺跡などがある。五厘沢遺跡の周辺では、現在、町道五厘沢山崎線の道路改良工事が行われている。

意見としまして、これらはいずれも、昭和40から50年代に調査、発掘されたものであり、データが古いため精査をする必要があり、現状の確認と土地所有者との連絡が

急がれる。教育委員会として、周知の埋蔵文化財包蔵地の現状確認と周知をどう進めていくのか、基本的な考え方を早急に示すべきである。

なお、開陽丸遺跡も周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、(3)のようにすでに進められている。

(2) 縄文土器、開陽丸遺物などの出土した遺物について。柏町にある遺物収蔵庫、旧技能開発センターB棟や旧檜山爾志郡役所の敷地内にある古文書資料収蔵庫などに、茂尻C遺跡から出土した縄文時代の土器や石器20万点以上、開陽丸の遺物3万点以上、埋蔵文化財ではないが、古文書10万点以上、民俗資料7千点などが保管されている。

意見としまして、これらの資料整理が進んでおらず、データベース化も緒に着いたばかりである。学芸員と合わせて会計年度職員などの採用等で体制を強化し、データベース化等の資料整理を進め、又、整理された資料は、様々な手段を通じて適宜公開を進めること。

### (3) 開陽丸遺跡、水中遺跡について

①海底にある開陽丸船体について。明治元年1868年、箱館戦争の最中に江差港沖で座礁沈没した開陽丸は、港湾拡張工事に伴い、昭和49年、文化財保護法第93条による周知の埋蔵文化財包蔵地とされた。昭和50年からの発掘調査により、32,905点の開陽丸遺物を引き揚げ、その後、平成元年木造船体保護のため、フナクイムシ等の食害対策として、現地の船体の一部を銅網による被覆を行ない、以降、数年に一度、船体と銅網の現地の船体の一部の現状確認をしてきたが、平成24年を最後に10年間調査が行われなかった。本年7から8月の8日間の日程で、船体の保存状態と保存環境の把握のため、教育委員会の学芸員や町外の専門家などが水中調査を実施し、海底保存されている船体の3分の1の範囲を、堆積しているヘドロの除去を行い、その一部で目視、触診を行っている。

調査結果の最終報告は来年3月頃としているが、ほぼ内容が確定したとのことで、11月18日に本委員会としてのそして教育委員会の主幹及び調査担当の学芸員から内容を聴取した。それによると、船体の銅網が分裂した痕跡や剥離している個所が散見され、食害を防ぐ保存環境になっていない事や、ヘドロが堆積し未調査になっている残りの3分の2の範囲についても、早急な現状確認の必要があるとの事である。

意見としまして、教育委員会として、調査報告を早急に確定し、議会にも報告することと合わせ、来年度も開陽丸船体の保存状態と保存環境の把握のため、必要な調査等を進めること。

②水中遺跡に関する文化庁の動きについて。文化庁の来年度概算要求を見ると、水中遺跡の調査方法の確立と文化財としての指定や登録を推進し、陸上の遺跡と結びつけることにより、新たな観光資源を創出し、地域活性化へ結びつけるとしている。

意見としまして、教育委員会としても、引き続き、開陽丸の現状確認調査を進めることと合わせて、文化庁の来年度以降の水中遺跡保護調査研究事業の内容、予算化を的確に把握し、北海道や文化庁と連携を密に取りながら、町としての事業の推進を図ること。

以上であります。

**(議長)**

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、ただちに採決致します。  
埋蔵文化財に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにした  
い  
と思いますが、ご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。よって、本案については、委員長報告のとおり了承することに  
決定致しました。

**(議長)**

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。  
議会運営委員会、各常任委員会、及び議会広報特別委員会から、会議規則第76条の  
規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。  
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とす

ることに、決定致しました。